

## キュービクル式非常電源専用受電設備認定規約

昭和 50 年 10 月 8 日制定

昭和 55 年 5 月 1 日改訂

昭和 61 年 5 月 14 日改訂

平成 4 年 5 月 1 日改訂

平成 10 年 5 月 1 日改訂

平成 13 年 8 月 28 日改訂

平成 16 年 6 月 28 日改訂

平成 23 年 4 月 1 日改訂

平成 23 年 8 月 26 日改訂

平成 25 年 6 月 27 日改訂

(目的)

**第 1 条** この規約は、キュービクル式非常電源専用受電設備（以下「キュービクル」という。）について、一般社団法人日本電気協会（以下「協会」という。）が、別に定めるキュービクル式非常電源専用受電設備認定基準（以下「認定基準」という。）に適合しているか認定し、消防法第17条に定める消防用設備等の電源を確保することを目的とする。

(適用範囲)

**第 2 条** この規約は、キュービクルのうち高圧で受電するものをキュービクル製造事業者（以下「製造者」という。）が協会の認定を受けるキュービクルに適用する。

(認定委員会及び認定審査会)

**第 3 条** 認定業務を行うため、協会にキュービクル式非常電源専用受電設備認定委員会(以下「認定委員会」という。)を置く。

2. 認定委員会はキュービクルについて審査の事前判定のために認定審査会を置く。

3. 認定審査会は認定を受けるキュービクルを審査するため、別に定めるキュービクル式非常電源専用受電設備に係る審査員要綱により審査員を登録する。

4. 認定委員会は、認定審査会の審査により、認定基準に適合していると判定されたキュービクルについて最終審査を行い認定するか判定を行うほか、キュービクル式非常電源専用受電設備認定規約（以下「認定規約」という。）の審議等を行う。

(支部)

**第 4 条** 一般社団法人日本電気協会の各支部（以下「支部」という。）は必要により認定業務の各種手続を行う。

(委員会規程)

**第 5 条** 認定委員会及び認定審査会（以下「認定委員会等」という。）の運営に必要な規程は、別に協会が定める。

(公平性)

**第 6 条** 認定委員会等は業務の運営にあたって製造者の申込はすべて公平に扱うものとする。

(審査)

**第7条** 審査は、書類審査及び現場審査を別に定めるキュービクル式非常電源専用受電設備審査実施要領により行う。ただし別に定めるキュービクル式非常電源専用受電設備認定規約細則（以下「認定規約細則」という。）に適合する場合は、現場審査の全部又は一部を省略することができる。

2. 現場審査は、製造者の工場において行う。
3. 審査において認定基準に適合しない事項が軽微な場合は、製造者の申し込みにより再審査を行うことができる。
4. 審査の事務的事項は、別に定める認定規約細則による。

(認定の種類)

**第8条** 認定の種類は、形式認定及び個別認定とする。

2. 形式認定は、別に定める認定規約細則のキュービクルの区分ごとに行う。
3. 個別認定は、別に定める認定規約細則の個別認定の対象に該当する個々のキュービクルごとに行う。

(認定申込み)

**第9条** 認定を受けようとする製造者は、様式1又は様式2による審査申込書3通に、審査に必要な書類を添え協会（支部）に申し込むものとする。

2. 審査に必要な書類は、別に定める認定規約細則による。

(一部変更)

**第10条** 製造者が形式認定を受けたキュービクルの主要機器・材料又は構造の一部を変更して製造する場合は、一部変更申し込み（様式3）をするものとする。

2. 前項の内容が認定委員会等において、認定基準に適合していると判定された場合、製造者は、一部変更したキュービクルとして出荷することができる。この場合、一部変更前のキュービクルも製造者の選択により従前のおり出荷することができる。
3. 主要機器・材料又は構造の一部変更事項及び事務的事項は、別に定める認定規約細則による。

(認定書等の交付)

**第11条** 協会は、審査に合格し認定したキュービクルについて、様式4による認定書、様式5又は様式6による適合通知書のいずれかを支部を経て当該製造者に交付する。

(認定銘板等)

**第12条** 製造者は、認定を受けたキュービクルに認定銘板及び注意ラベル（以下「認定銘板等」という。）を貼付するものとする。

2. 認定銘板等及びその貼付方法は、別に定める認定規約細則による。

(認定銘板等の交付)

**第13条** 協会は、形式認定を受けたキュービクル製造者からの様式7による認定銘板交付依頼書により認定銘板等を交付するものとする。

2. 協会は、個別認定を受けたキュービクル製造者に認定銘板等を交付するものとする。

(有効製造期間及び更新)

**第14条** 形式認定を受けたキュービクルの有効製造期間は、5年間とする。

2. 製造者は、形式認定を受けたキュービクルを更新することができる。
3. 更新の事務的事項は、別に定める認定規約細則による。

(手数料)

**第15条** 申込者は、第7条、第9条、第10条、第13条及び第14条に係わる手数料を別に定めるキュービクル式非常電源専用受電設備認定関係手数料規程により納付しなければならない。

(製造者の認定基準適合義務)

**第16条** 製造者は、認定を受けたキュービクルを製造する場合、協会が定める認定基準に適合するようしなければならない。

(品質管理)

**第17条** 製造者は、別に定めるキュービクル式非常電源専用受電設備品質管理要綱（以下「品質管理要綱」という。）を遵守して品質管理体制を確立し、品質管理記録・検査記録等を保管しなければならない。

2. 品質管理要綱の遵守に係わる品質管理検査を別に定める品質管理検査実施要領により行う。

3. 支部は、品質管理検査の結果を協会に提出する。

(出荷報告書)

**第18条** 製造者は、形式認定を受けたキュービクルを出荷したときは、3か月以内に様式8による出荷報告書を支部を経て協会に提出するものとする。

(事故責任の帰属)

**第19条** 認定を受けたキュービクルについて、事故が生じたときは、その処理及び損害賠償の責務は、当該製造者に帰属するものとする。

(調査)

**第20条** 協会及び支部は、必要に応じ、製造者及び認定に係わるキュービクルについて調査することができる。

(改善指示)

**第21条** 協会は、製造者がこの規約に違反した場合には、当該製造者に対して改善指示を行い、製造者はその指示された期間内に指示事項の改善をしなければならない。

(認定の取り消し)

**第22条** 協会は、製造者が前条による改善指示に対して、正当な理由がなくこれに応じない場合は、認定の取り消しを行うことができる。

(継承)

**第23条** 認定取得製造者が、認定に係わる事業の全部（又は一部）を譲渡し、又は相続もしくは合併があったときは、その事業の全部（又は一部）を譲り受けた者又は相続人もしくは合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、その認定取得者の権利を継承できる。ただし、この場合第17条に基づく品質管理を実施するものとする。

(公告)

**第24条** 協会は、認定書の交付又は認定の取り消しを行ったときは、公告してその周知を図るものとする。

(監査)

**第25条** 協会は、認定業務に係わる監査を別に定める認定業務監査要領により行う。

(苦情処理)

**第26条** 協会は、認定の結果に対する不服及び認定の業務に係わる苦情に対して適切な措置を図る。

2. 認定の結果に対する不服及び認定の業務に係わる苦情の当時者の要請により関係書類の閲覧を認めるものとする。

(帳簿)

**第27条** 協会は、別に定める帳簿の記載事項及び保存期間要領により申込に係わる認定業務の帳簿を保存する。

(その他)

**第28条** この規約の変更又はこの規約に定められていない事項については、協会が認定委員会に諮り変更又は定めることができる。